

江戸川区私立幼稚園等預かり保育料補助金のお知らせ

江戸川区では、私立幼稚園等で預かり保育を利用されている世帯に対して、保育料の負担を軽減するための補助を実施します。

1 補助要件

次の全ての要件に該当する方が補助対象となります。

- (1) 月の初日を基準日として、保護者、児童ともに江戸川区に住民登録をしていること。
- (2) 私立幼稚園等の預かり保育を利用する満3歳児の児童のうち、課税世帯の第二子以降であること。
- (3) 保育料を滞納していないこと。

2 補助金額

教育・保育給付認定2号(※1)を受けている場合

区分	支給上限額
江戸川区が保育の必要性を確認した私立幼稚園等を利用する住民税課税世帯の第2子以降の満3歳児(※2)	保護者が負担する預かり保育料の合計額の月額・・・A 450円×預かり保育の月の利用日数・・・B AとBを比較して、小さい金額

※認可外保育施設の利用

私立幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育の提供が十分でない場合に認可外保育施設を利用した場合はその利用料も補助対象とします。詳細は施設利用給付係にお問い合わせください。預かり保育を実施していないあるいは提供が十分でない場合については、幼児教育・保育無償化制度と同様です。下記をご参照ください。

トップページ>子育て・教育>子育て>幼児教育・保育の無償化>1対象となる児童、施設>幼稚園、認定こども園の預かり保育

- ※1 認可保育園等の申し込みの際に取得が必要な保育の必要性の認定です。
- ※2 住民税が非課税の世帯の場合、幼児教育・保育無償化制度の利用が可能です。
- ※3 保護者が育児休業を取得されている場合、職場に復帰されることが保育の必要性の認定要件となり、施設利用開始日、職場復帰日、補助開始月の関係は以下の表のようになります。補助開始月の考え方は令和6年6月以降も同様です。

施設利用開始日	職場復帰日	補助開始月
令和6年4月1日	令和6年5月1日以前	令和6年4月
	令和6年5月2日以降(6月1日まで)	令和6年5月

3 補助金の申請手続き

以下の書類を郵送または持参によりご提出ください。

【申請に必要な提出書類】

- (1) 令和6年度私立幼稚園等預かり保育料補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- (2) 補助金の振込先の口座情報が確認できるものの写し(通帳、キャッシュカード等)
- (3) 保育の必要性の確認できる書類

教育・保育給付認定申請書と保育の必要性の確認書類もあわせて提出が必要です。すでに認定を取得しているか否かにより、提出書類が異なります。また、保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合も変更が確認できる資料の提出が必要です。詳細は、別紙の「保育の必要性の認定申請手続き」を参照してください。なお、**保育の必要性の認定は過去に遡及して認定することができませんのでご注意ください。**

【令和6年1月1日に江戸川区に住民登録がない場合】(該当者のみ)

令和6年度の区市町村民税の課税状況が確認できる書類(課税証明書等)の写し

※区市町村民税の所得割額(世帯合計)が確認できない場合は補助金の審査ができません。

預かり保育利用年月	審査に必要な課税証明書	提出期限
令和6年4月から令和6年8月	令和5年度の区市町村民税課税証明書	令和6年4月から令和6年6月利用開始 令和6年7月12日(金)
令和6年9月から令和7年3月	令和6年度の区市町村民税課税証明書	令和6年7月以降利用開始 裏面4の申請の提出期限のとおり

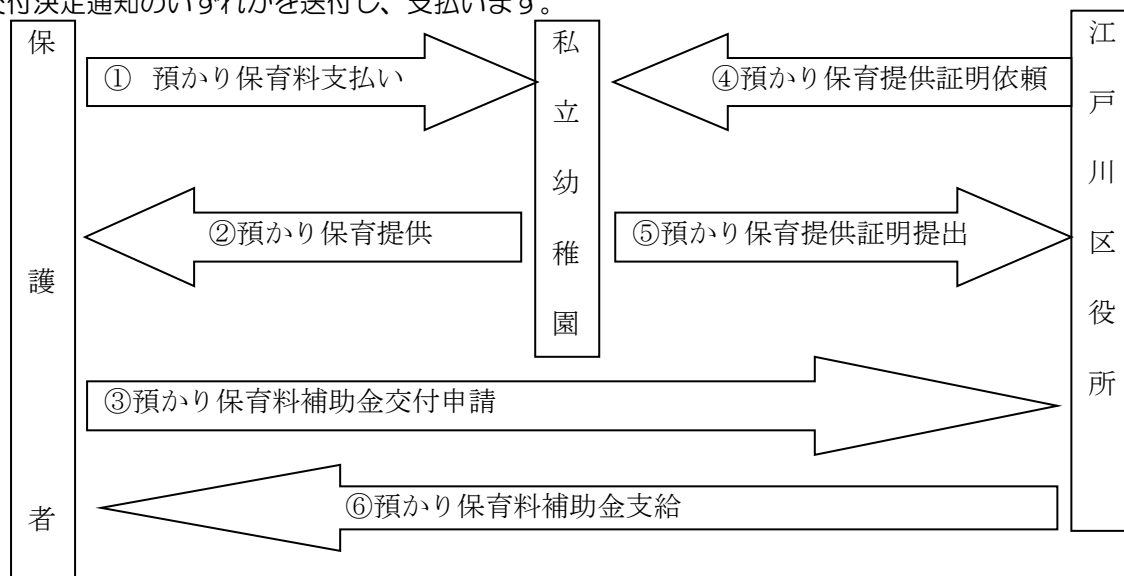
4 申請の提出期限

申請に必要な書類（「3 補助金の申請手続き」参照）は年度内に限り有効です。

- (1) 令和6年4月30日以前に預かり保育の利用を開始した場合の提出期限：令和6年5月1日
 - (2) 令和6年5月1日以降に預かり保育の利用を開始した場合の提出期限：預かり保育利用開始月の月末
 - (3) 保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合の提出期限：変更発生月の月末
- ※(3)の詳細は別紙の「保育の必要性の認定申請手続き」を参照してください。

5 支払いまでの流れ

「4 申請の提出期限」までに受付をした申請については、支給予定頃までに審査のうえ補助金の交付決定通知または不交付決定通知のいずれかを送付し、支払います。



預かり保育利用年月 上図中①・②	提供証明書兼領収証依頼時期 上図中④・⑤	支払時期 上図中⑥
令和6年 4月～令和6年 7月	令和6年 8月	左記提供証明書兼領収証の納付確認ができ次第のお支払いとなります。
令和6年 8月～令和6年 11月	令和6年 12月	
令和6年 12月～令和7年 3月	令和7年 3月	

6 幼児教育・保育無償化制度

下記要件に該当する場合は「幼児教育・保育無償化制度」に該当し、保育料の負担が軽減されます。

(1) 0歳児から2歳児クラス

- ①要件 区市町村民税が非課税世帯で施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けていること。
※令和6年4月から8月分までの請求は令和5年度の区市町村民税、令和6年9月から令和7年3月分までの請求は令和6年度の区市町村民税によりそれぞれ審査します。

②対象額 月額上限16,300円

(2) 3歳児から5歳児クラス

- ①要件 施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けていること。

②対象額 月額上限11,300円

※保育の必要性の認定の申請方法や、請求方法の詳細は江戸川区のホームページをご参照いただくか、下記までお問い合わせください。

トップページ>子育て・教育>子育て>幼児教育・保育の無償化

【問い合わせ先・提出先】

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区子ども家庭部子育て支援課施設利用給付係 TEL (5662) 1012